

教育委員会規程

平成 12 年 5 月 28 日 制 定
平成 22 年 5 月 23 日 一部改定
平成 23 年 3 月 12 日 一部改定
平成 24 年 5 月 27 日 一部改定
令和 2 年 3 月 7 日 一部改定

(はじめに)

今日の医療をかんがみると、これまでの職種別役割分担から総合的なサービスによる機能が期待されており、診療放射線技師においても専門性の向上はもとより、倫理的判断や社会保障制度および経営面など医療経済を背景とした複雑な判断を伴うことになるのは必定である。

一般社団法人北海道放射線技師会（以下、「当法人」という。）は、従来より、会員である診療放射線技師の知識と技術の質的向上図ってきたが、今後、当法人定款第 3 条の目的並びに I S R R T「放射線技師の役割」の実践のため継続的な生涯教育を行うにあたりこの規程を定める。

(総 則)

第 1 条 当法人の実施する教育のため、当法人に教育委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、当法人の名称を冠し随時開催する。
- 3 委員会は、定款に規定する当法人の目的を遂行する。

(委員会)

第 2 条 委員会は、支部会員、日本診療放射線技師会担当教育委員、学術担当理事、会長、副会長、部会責任者および事務担当理事で組織する。

- 2 委員は、第 1 条の教育の遂行のため、理事会の同意を得て地方支部会員および担当理事の中から当法人会長が委 嘱する。委員に欠員が生じた場合も同様とする。
- 3 委員は、互選して教育委員長 1 名を選任しなければならない。

(任 期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員補充により委員に任命された者の任期は前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第 4 条 委員は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。委員でなくなった場合も同様とする。

(委員会の職務権限)

第 5 条 委員会は、事務局を当法人総務部に置き、次の事項を提言、助言する。

- (1) 会員の研修等の企画と実施に関すること。
- (2) 支部が開催する研修等で当法人が後援を行うこと。
- (3) 支部の求めに応じ助言すること。
- (4) 会長が所管する学術講演会、北海道地域学術大会の実施のため必要な助言を行うこと。
- (5) その他、教育に関して会長に助言すること。

(教育評議員)

第6条 委員会は、教育に関して専門分野の識見を有する者を教育評議員として選任することができる。

第7条 教育評議員は、委員会の求めに応じて、専門とする分野の教育に関し意見を述べるほか、教育に関して提言をおこなう。

附 則

- 1 この規程を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
- 2 この規程は、平成12年5月28日から施行する。
- 3 この規定は、一般社団法人の設立の登記の日（平成22年11月1日）から施行する。
- 4 この規定は、平成23年3月12日に一部改定し同日より施行する。
- 5 この規定は、平成24年5月27日に一部改定し同日より施行する。
- 6 この規定は、令和2年3月7日に一部改定し同日より施行する。